

越谷市入札制度改革について

公共調達に係る入札・契約については、公平性、透明性及び競争性等を確保して、適正かつ効率的な事務の執行を図ることが不可欠です。昨今、入札談合等の公共調達をめぐる一連の不祥事が相次いでおり、これらの事件を受け、昨年12月、全国知事会において「官製談合の防止」及び「談合を防止する入札制度改革」を大きな柱とする、「都道府県の公共調達改革に関する指針」を発表いたしました。

これらの状況を背景に、越谷市においても、住民の皆様の信頼を失墜させることや、疑惑を招くことのないよう、入札・契約事務の一層の適正化を図るため、建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理に係る業務委託について、入札制度の改革をいたします。

入札制度改革の概要

◇平成19年10月1日付改正内容

1,一般競争入札の拡大

予定価格500万円以上の建設工事、予定価格100万円以上の設計・調査・測量及び土木施設維持管理に係る業務委託は、平成19年10月1日以降の公告分より、原則的に一般競争入札とします。

◆建設工事

現行内容: 予定価格2億円以上の案件は一般競争入札



改革内容: 予定価格500万円以上の案件は一般競争入札

◆設計・調査・測量及び土木施設維持管理に係る業務委託

現行内容: 一般競争入札対象外



改革内容: 予定価格100万円以上の案件は一般競争入札

※地域産業の育成を念頭に置きつつ、公正な競争の確保の観点から、地域要件等の条件設定にあたっては、応札可能業者数を20者から30者程度確保することを原則とします。

※一般競争入札の拡大に伴う事務量の増大に対応するため、事務の効率化の観点から、入札参加資格の事後審査方式を導入します。

2,平均額型最低制限価格の導入

ダンピング防止の観点から、予定価格2億円未満の建設工事の入札は、平成19年10月1日以降の公告から、平均額型最低制限価格を導入します。

◆対象案件: 予定価格2億円未満の建設工事の競争入札

- ① 予定価格130万円を超え500万円未満の建設工事の指名競争入札
- ② 予定価格500万円以上2億円未満の建設工事の一般競争入札
※ 予定価格500万円以上2億円未満の建設工事のうち、緊急等の場合により指名競争入札を行う案件も含む。

◆算定方法

- ① 建築一式工事: 有効な全入札金額を平均した数値の85%の額(1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)
- ② 建築一式工事以外の工事: 有効な全入札金額を平均した数値の80%の額(1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額)

3,電子入札による執行

建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理に係る業務委託は、随意契約を除き、原則的に電子入札システムにより執行します。(平成18年10月から実施済み)

◆建設工事

⇒ 予定価格 130 万円超

◆設計・調査・測量及び土木施設維持管理に係る業務委託

⇒ 予定価格 50 万円超

4,入札談合に係る違法・不正行為を行った場合の罰則の強化

越谷市及び県内の発注案件において、入札談合に係る違法・不正行為を行った場合の指名停止措置期間を、最低12か月とします。(平成19年4月に指名停止措置要綱を改正済み)

また、入札談合情報について、警察に提供をします。(平成19年4月に談合情報対応要領を改正済み)

5,総合評価方式導入の検討

公共工事の品質確保等の観点から、価格だけではなく、企業の技術力等を含め、総合的に評価して落札者を決定する、総合評価方式の導入を検討していきます。